

淡路町知財研究会（平成28年8月27日）

知財高裁平成24年2月27日判決  
平成23年（行ケ）第10193号  
審決取消請求事件

花田特許事務所

弁理士 花田健史

# 本判決の概要

名称を「椅子式マッサージ機」とする発明に係る特許第3597014号についての**特許無効審判の請求**を成り立たないとした**審決**を、

容易推考性の判断の誤りを理由に**取り消した判決**。

# 本件発明 1

本件発明 1 は、  
どのような課題を解決するための、  
どのようなものであったか

# 本件発明 1 の課題

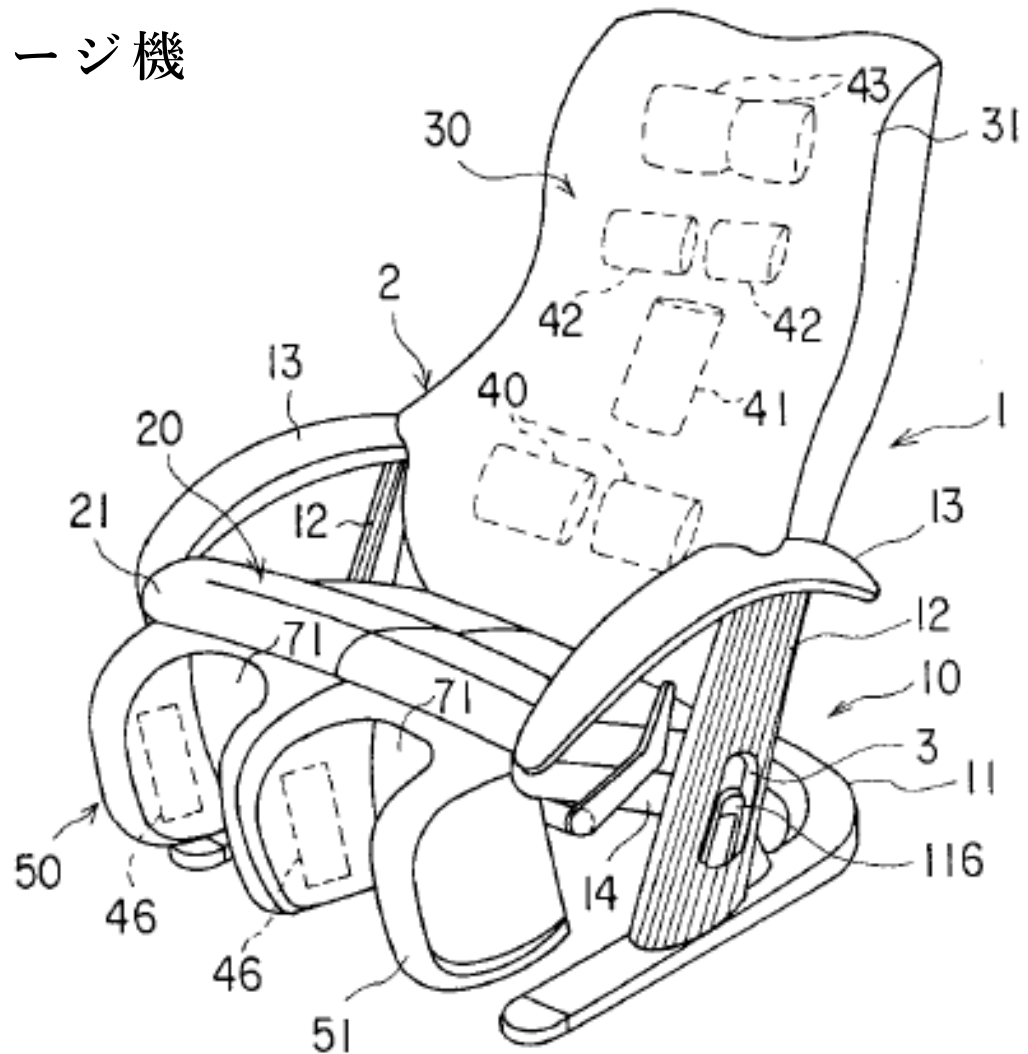
「【0002】

【従来の技術】

・・・椅子式マッサージ機の中には、椅子本体に設けた座部の前部に位置して脚載置台を設け、この脚載置台に施療子を設け、この施療子により足首部あるいはふくらはぎ部（以下単に脚部という）をマッサージする形式のものがある。そして、・・・、脚載置台を固定台と施療子が設けられた可動台とで構成し、この可動台を前後方向に移動させるようにしたものがある。」

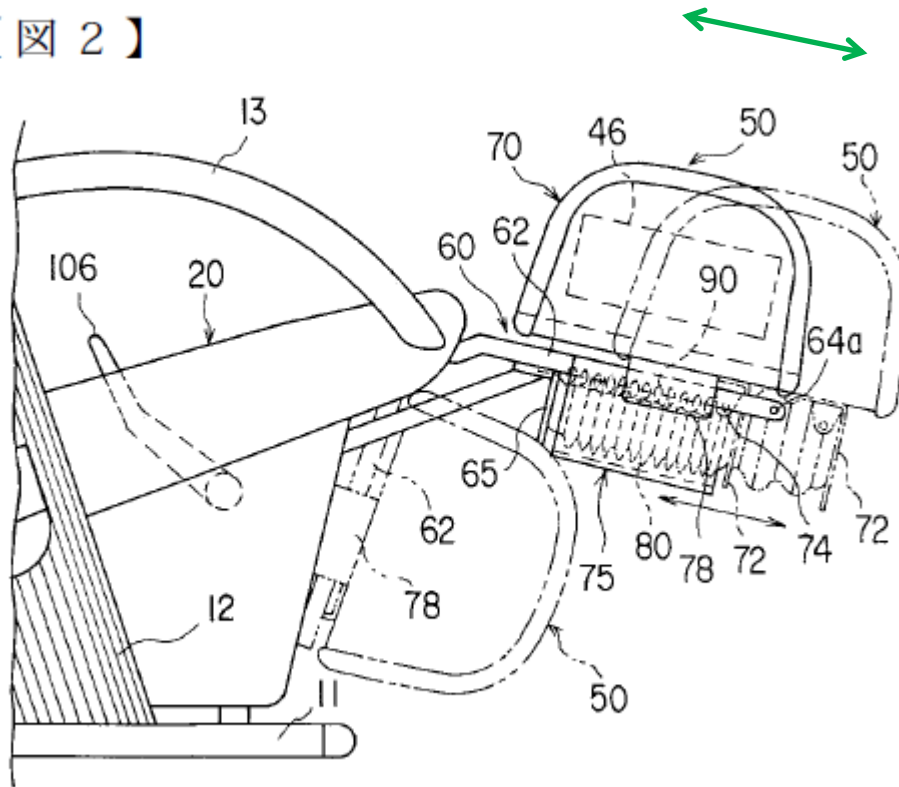
# 本件発明 1 の課題

- 1 椅子式マッサージ機
- 2 椅子本体
- 2 0 座部
- 3 0 背もたれ部
- 4 6 袋体(施療子)
- 5 0 脚載置台



# 本件発明 1 の課題

【図 2】



- 2 0 座部
- 4 6 施療子
- 5 0 脚載置台
- ( 6 0 固定台)
- ( 7 0 可動台)

# 本件発明 1 の課題

「【 0 0 0 5 】

【発明が解決しようとする課題】

．．．従来の椅子本体に設けた脚載置台においては、脚部の．．．マッサージ中において、脚部の所望の被施療部位に施療子を対応させるように可動台を移動させる際に、施療子が脚部を押圧するように突出していると可動台の移動が阻害され、．．．、移動手段の負荷が過負荷となり場合によっては移動手段に故障が生じるという問題があり、また、施療子に押圧されて挟持されている部位は移動する施療子によって移動方向に引っ張られ、場合によっては被施療部位に痛みを覚える等の問題が生じる虞がある。」

# 本件発明 1

「座部および背もたれ部を有する椅子本体と、

施療子が設けられ前記椅子本体に移動可能に設けた脚載置台と、

この脚載置台を椅子本体に対して移動させる移動手段と、

前記施療子を突出動作させる駆動手段と、

入力手段と、

この入力手段からの信号の入力によって前記駆動手段と前記移動手段を制御する制御手段とを備え、

マッサージ中において前記施療子を前記脚載置部に載置された被施療部に位置決めするための位置決め信号が前記入力手段から前記制御手段に入力された際に、前記制御手段によって、前記施療子を非突出状態として前記脚載置台を移動させる制御をする

ことを特徴とする椅子式マッサージ機。」



# 本件発明 1 の効果

「【0071】・・・、脚部のマッサージ中において、脚部の所望の被施療部位に施療子を対応させるように脚載置台を移動させる場合、脚載置台をスムーズに移動させることができるとともに、・・・移動手段の負荷が過負荷となることを防止できるという効果を有するものである。また、施療子が押圧したまま移動することを防止できることから、施療子の移動方向に引っ張られ脚部に痛みを覚える等の問題を排除できるという効果を有するものである。」

# 審決

審決は、  
どのような理由により、  
請求を不成立としたのか

# 検討対象の整理

- 審決は，原告の主張した無効理由 1～4 について審理し，いずれも理由がないと判断して請求を不成立とした。
- 判決は，無効理由 1～4 のうち無効理由 1 及び 2 について審理し，いずれも理由があると判断し，無効理由 3 及び 4 について判断することなく，審決を取り消した。
- 判決は，無効理由 2 についての判断として，無効理由 1 についての判断を概ね援用している。

したがって，**無効理由 1 のみ**を検討の対象とする。

# 無効理由 1

- 無効理由 1（特許法 29 条 2 項）

「 本件発明 1 は、

特開平 8-322895 号公報（甲 1）,

特開平 1-236052 号公報（甲 2）,

特開平 5-253265 号公報（甲 3）

に記載された発明に基づいて、

当業者が容易に発明をすることができたものである。」

# 無効理由 1

また、審決は、以下の証拠についても審理判断した。

- ・ 特開昭58-32769号公報 (甲4)
- ・ 特開昭62-275462号公報 (甲5)
- ・ 特開平7-148221号公報 (甲6)

ただし、判決は、これらのうち甲5及び甲6を検討することなく、審決を取り消している。

したがって、**甲5及び甲6**を検討対象としない。

# 検討対象まとめ

本件発明 1 を,

特許出願前に

その発明の属する技術の分野における

通常の知識を有する者が

甲 1 公報～甲 4 公報に基づいて

容易に発明をすることができたか否か。

# 甲 1 公報の記載

「【0006】

【発明が解決しようとする課題】・・・従来の椅子式エアーマッサージ機に設けた脚載置台は、・・・、前記脚載置台に配設した脚用袋体は一定位置に位置決めされていることから、座ったままで被施療部の位置を変えたい場合は足を折り曲げたり、あるいは体の位置をずらすなどする必要がある・・・あった。」

「【0008】

【作用】上記のように構成した・・・発明は、脚支持台を前後方向に移動させることにより使用者の所望の被施療部位置に脚用袋体を位置させることができ・・・る。」

# 甲 1 公報の記載

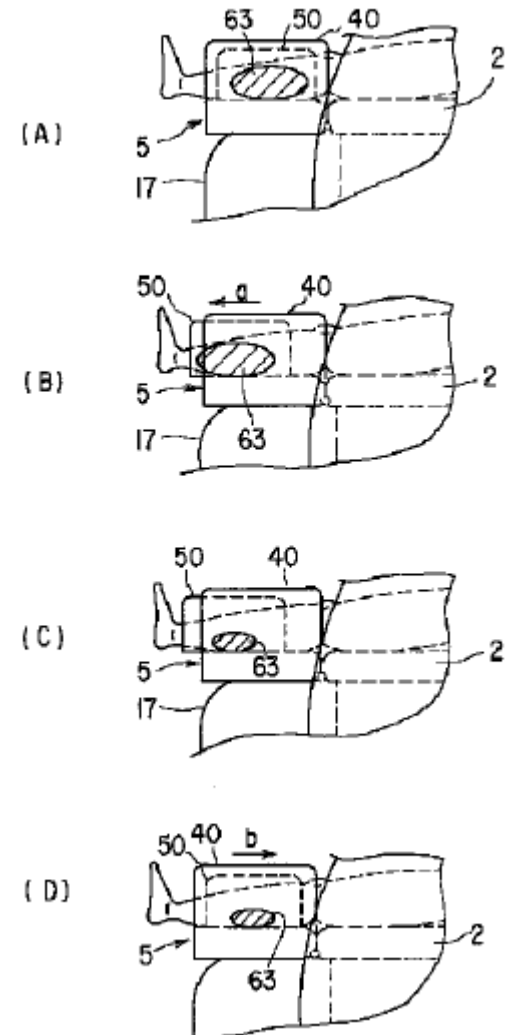
「【0039】まず、使用者は使用に当たって、・・・、脚載置台5の脚支持台50・・・に足を載せた後前記リモートコントロール装置36を操作して、脚載置台5の・・・脚用袋体60ないし63の位置を所望の位置に調節する。ついで、リモートコントロール装置36を操作して所望のマッサージモードを選択して、マッサージ開始操作をすると選択したマッサージモードが実行される。そして、前記ストレッチモードが選択された場合は、・・・ストレッチモードが実行される。」



# 甲 1 公報の記載

「【0034】・・・このストレッチモードとは、脚用袋体60ないし63を膨脹させて脚の被施療部を押圧し、この押圧状態で前記脚支持台50を前方に移動させて脚全体あるいは脚の被施療部を伸長つまりストレッチしてマッサージ効果を向上させるモードをいうものである。・・・。」

【図10】



# 甲 1 公報の記載（注釈）

・ 甲 1 公報には、

使用に当たって、すなわち、施療子が非突出状態にある場合において位置決め信号が入力された際に、施療子を非突出状態のまま移動させる制御をすることの記載があるが、

マッサージ中に、すなわち、施療子が突出状態にある場合において位置決め信号が入力された際に、どのような制御をするかの記載がなかった。

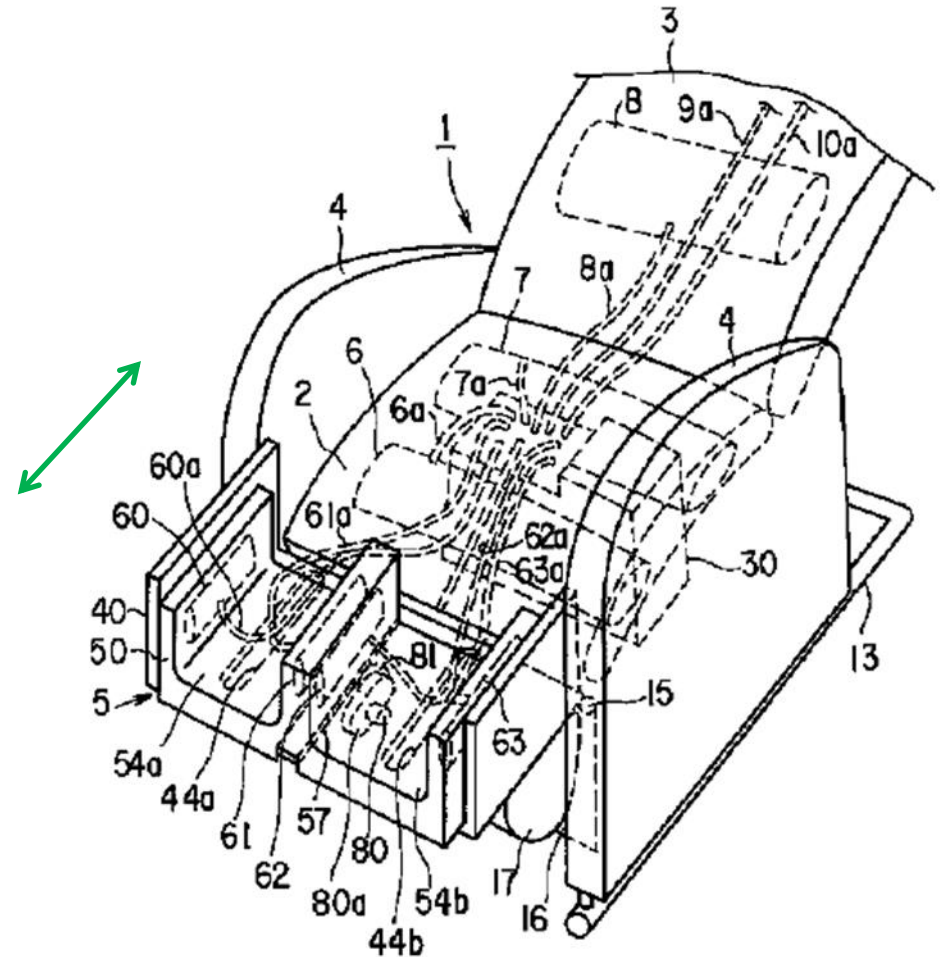
# 甲 1 発明

「座部 2 及び背もたれ部 3 を有する椅子本体 1 と、  
脚用袋体 6 0 ～ 6 3 が設けられ前記椅子本体 1 に前後方向に移動可能に設けた脚支持台 5 0 と、  
この脚支持台 5 0 を椅子本体 1 に対して前後方向に移動させる移動手段と、  
前記脚用袋体 6 0 ～ 6 3 を膨張させるエアーコンプレッサー 3 0 と、  
リモートコントロール装置 3 6 と、  
このリモートコントロール装置 3 6 からの信号の入力によって前記エアーコンプレッサー 3 0 と前記移動手段を制御する制御手段 3 5 とを備える  
椅子式エアーマッサージ機。」

# 甲 1 発明

【図3】

- 1 椅子本体
- 2 座部
- 3 背もたれ部
- 5 0 脚支持台
- 6 0 ~ 6 3 脚用袋体



# 一致点

「**座部**及び**背もたれ部**を有する**椅子本体**と、  
施療子が設けられ前記椅子本体に移動可能に設けた**脚載置台**  
と、  
この脚載置台を椅子本体に対して移動させる**移動手段**と、  
前記施療子を突出動作させる**駆動手段**と、  
**入力手段**と、  
この入力手段からの信号の入力によって前記駆動手段と前記  
移動手段を制御する**制御手段**と  
を備える**椅子式マッサージ機**。」

# 相違点

「本件発明 1 は、

マッサージ中において施療子を脚載置部に載置された被施療部に位置決めするための位置決め信号が入力手段から制御手段に入力された際に、前記制御手段によって、前記施療子を非突出状態として前記脚載置台を移動させる制御をするのに対し、

甲 1 発明は上記構成を有していない点。」

# 甲 2 公報～甲 4 公報（注釈）

- ・ 甲 2 公報～甲 4 公報には，少なくとも以下の記載がある。

座部及び背もたれ部を有する椅子本体と，

前記背もたれ部に設けられた施療子と，

前記施療子を突出動作させる駆動手段と，

前記施療子を上下動作させる移動手段と，

入力装置と，

この入力装置からの信号の入力によって前記駆動手段と前記移動手段を制御する制御手段とを備える

椅子式マッサージ機。

# 甲 2 公報の記載

「この肩位置合わせの動作は、自動施療モードに設定された時点と、自動施療モードにあり肩位置合わせのスイッチ S W 1 5 が操作された時点でなされる。」

「このスイッチ S W 1 5 に応じた上下位置まで施療子 5 を移動させるにあたっては、まず施療子 5 の突出量を最小 Z 1 とし、この後、スイッチ S W 1 5 に応じた上下位置 Y 5 ~ Y 1 1 まで上下移動させ、・・・」

「上下移動にあたり、いったん突出量を最小 Z 1 とするのは、・・・、突出量が最大 Z 4 のままで上下移動・・・がなされると、その移動経路中に使用者が非常な傷みを感じる部位が存在するおそれを有するとともに、圧迫しすぎて危険であるおそれを有しているからである。」(21~22頁)



# 甲 2 公報の記載（注釈）

・ 甲 2 公報には、

位置決め信号が入力された際に、前記施療子を非突出状態として移動させる制御をすることの記載があり、

ここでいう「位置決め信号が入力された際」として、「自動施療モードにあり肩位置合わせのスイッチ SW 1 5 が操作された時点」との記載があるところ、

当該記載が「マッサージ中において」を意味するのか否かについて、一義的に明らかといえない記載ぶりであった。

# 甲 3 公報の記載

「【0004】・・・、施療子が人体に接触しているときに、施療子の・・・、前後方向および上下方向の調節が行なわれることもある。このような場合には、調節用の駆動源に大きな負荷がかかるため、耐久性が低下する・・・。」

「【0007】【作用】この発明の構成によれば、施療子が本体内に位置するとき、すなわち施療子が人体に接触していないときだけ、・・・、施療子の前後方向および上下方向を調整できるようにしたので、それらの調節用の駆動源に大きな負荷がかからず、耐久性が向上する。・・・。」

# 甲 3 公報の記載

「【0017】また、操作入力回路21より施療子7a, 7bの人体に対する後方向への移動指令が制御回路20に入力されると、制御回路20は回転角度検出器22によって検出される揉み用軸2bの回転角度が人体に接触することのない回転角度の範囲にあるかどうかを判断し、その範囲内にあるときのみ、・・・(略)・・・、施療子7a, 7bは人体の後方向へ移動する。」

# 甲 3 公報の記載（注釈）

・ 甲 3 公報には、

マッサージ中において位置決め信号が入力された際に、前記施療子が非突出状態にあるときに限り、当該施療子を移動させる制御をすることの記載があるが、

マッサージ中において位置決め信号が入力された際に、前記施療子が現に突出状態にあるときに、どのような制御をするかの記載がなく、

「前記施療子を（積極的に）非突出状態として」移動させる制御をすることの記載がなかった。

# 甲 4 公報の記載

「もみ輪（４）の突出量を小さくした状顧で下動させるのである。これはそれまで肩や首でもみ運動を行なっていたもみ輪（４）を下動に移す場合、スイッチSW 5による下動であればスイッチSW 5から手を離せばその時点で下動が停止するものの、スイッチSW 3 3 やスイッチSW 3 4 による指定位置までの移動期間中については、その下動は使用者の意志によるものではなく、また後述するようにスイッチSW 4 ～SW 7 の投入で下動が停止するものの、もしもみ輪（４）の突出量が大きい状態のまま、両スイッチSW 3 3 ～SW 3 4 の投入に伴なう下動がなされた場合、もみ輪（４）が肩などを上方から強く圧迫するおそれがある。その危険を排除するために、まず突出量を小さくした後下動させるのである。」（９頁）

# 甲 4 公報の記載（注釈）

・ 甲 4 公報には、

マッサージ中において位置決め信号が入力された際に、施療子を非突出状態として移動させる制御をすることの記載があるが、

ここでいう「位置決め信号」は、前記施療子を「背もたれ部に載置された被施療部のうち、背肩部や首部に代えて、背面部に」位置決めするためのものであり、

前記施療子を「前記脚載置部に載置された被施療部に」位置決めするためのものではなかった。

# 相違点の判断

審決は、以下の理由により、無効理由1がないと判断した。

1. 「（甲2公報～甲6公報にも、）相違点Aに係る本件発明1の構成が開示されていない。」
2. 「甲1発明に甲2公報～甲6公報に記載された技術事項を適用する動機付けがあるとはいえない。」

# 構成の非開示

相違点 A に係る本件発明 1 の構成中、

- 甲 2 公報には、「マッサージ中において」に、
- 甲 3 公報には、「前記施療子を非突出状態として」に、
- 甲 4 公報には、「移動手段」に、

それぞれ対応する構成が開示されていない。



# 動機付けの不存在

「甲 1 公報には、

マッサージ中において移動手段が制御される場合として、  
脚の被施療部のストレッチマッサージを行う場合のみが開  
示されており、

マッサージ中において脚載置部に載置された被施療部に  
対する施療子の位置を変えることについては記載も示唆も  
ない。」

# 原告主張の取消事由 1

この審決について，原告（審判請求人）は，

審決には無効理由 1（相違点 A）に関する判断の誤りがあることを理由として（取消事由 1），取消しの訴えを提起した。

さらに，この取消事由 1 は，

- ・「甲 2 公報～甲 4 公報に係る判断の誤り」と，
- ・「動機付けに関する判断の誤り」と，からなる。

なお，原告は，本件発明 1 の認定，甲 1 発明の認定並びに一致点及び相違点の認定については争っていない。

# 判決

判決は、  
どのような理由により、  
審決を取り消したのか

# 判決理由の概要

判決は、取消事由 1 について審理し、

本件発明 1，甲 1 発明並びに一致点及び相違点について、  
審決と同様に認定した上で、

審決には容易推考性の判断の誤りがあるとして、

これを取り消した。

# 判決理由の概要

判決は、審決には容易推考性の判断の誤りがあるというに当たり、

審決が認定した甲2公報～甲4公報に記載の技術事項の当否について審理判断することなく、

甲2公報～甲4公報に記載の技術事項を改めて認定し、当該技術事項に基づいて、当該技術分野における一般的な課題と、その解決手段が周知であることを認定した上で、

当業者であれば、甲1発明に周知の技術事項を適用して本件発明1を容易に推考することができると判断した。

# 技術分野の認定

- ・ 技術分野の認定

「椅子の背もたれ等に施療子が設けられ，制御回路がスイッチ操作等の入力に基づいて施療子を移動させる機能を備えたマッサージ機の**技術分野**において，」

# 周知技術の認定

- ・ 周知の課題の認定

「施療子を移動させる際に突出量が大きいと、使用者の身体に対する危険がある、あるいは、駆動装置に大きな負荷がかかるなどといった問題の存在は、当業者にとって広く知られた**周知の課題**であったと認められ、」

- ・ 周知の技術事項の認定

「そのような課題を解決するために、施療子の突出量を最小にして、あるいは突出量が小さくなるよう調整して移動させることも、**周知の技術事項**であったと認められる。」

# 評価障害事実の評価

- ・ 課題の一般性の認定

「このような課題は，施療子を人体に沿って移動させることにより一般的に生じるものであって，甲2公報～甲4公報に開示されたマッサージ機のように施療子を背もたれ等に設けた場合に特有の課題ではない。」

- ・ 技術的共通性の認定

「施療子を設けた場所は異なるとしても，施療子が身体に沿って移動するという点においては技術的に共通する」



# 当業者の創作能力の評価

「当業者が、脚部用の移動する施療子を設けた甲1発明に接した場合に、施療子の移動に関する上記の一般的な課題を認識し、これを解決するために周知の技術事項を甲1発明に適用して、

スイッチ操作等の入力に応じて制御回路が（脚支持台ごと）施療子を移動させる際に、突出量を最小とする、すなわち非突出状態とすることや、突出量を適宜小さく調整することは、

甲1公報自体に示唆等がなくとも、適宜なし得ることというべきである。」

# その余の構成の容易推考性

「マッサージ中において前記施療子を前記脚載置部に載置された被施療部に位置決めするための位置決め信号が前記入力手段から前記制御手段に入力された際に、」 とすることは、

「施療子が突出している状態で移動させるとスムーズな移動が阻害されるなどといった課題は、・・・、『マッサージ中』の移動に特有の課題ではない。また、本件明細書には、・・・、技術的意義に関する記載は認められない。さらに、マッサージ機の技術分野において、・・・、何らの困難性はなく、適宜採用される構成である」 から、

「甲1発明に接した当業者が、・・・、設計事項として、必要に応じて適宜なし得ることというべきである。」

# 被告の主張について

「甲 1 公報がストレッチモードに関する技術事項を開示するものである」から動機付けがないとの主張について、

「これは甲 1 発明とは別個の技術事項であるから、審決が甲 1 発明を主引用例として認定したことに誤りはなく、これとは別個の技術事項であるストレッチモードに甲 2 公報～甲 4 公報に開示された技術事項を適用することが容易かどうかは、甲 1 発明を主引用例とする容易推考性の判断に影響を及ぼすものではない。」

# 審決と判決との対比

審決と判決とはその結論を異にしたが、  
このような相違は、  
何に原因するものであろうか？

# 審決の枠組み

審決は、甲 2 公報～甲 4 公報に記載された技術的事項を認定するに当たり、

「相違点 A に係る本件発明 1 の構成が開示されていない。」

とした。

また、被告も同様である（ただし、理由付けの一部において、審決と異にする。）。

# 審決の枠組み

- ・ 被告の主張（審決の理由にないもの）

「（甲 2 公報～甲 4 公報に）開示された施療子は、椅子本体に対して移動せず固定設置された背もたれ部の内部で移動するように設けられているのであって、

これを甲 1 発明に適用すると、脚支持台は椅子本体に対して移動せず、脚支持台の内部で脚用袋体が移動するという構成になってしまい、

本件発明の構成とは異なる。」

# 審決の枠組み

- ・相違点Aに係る構成

「・・・，前記制御手段によって，前記施療子を非突出状態として  
前記脚載置台を移動させる制御をする」

- ・甲2公報～甲4公報の技術事項

「・・・，前記制御手段によって，前記施療子を非突出状態として  
施療子自体を移動させる制御をする」

# 審決の枠組み

審決は、動機付けがあるか否かを判断するに当たり、

1. 甲 1 公報のみに基づいて判断し、
2. 甲 2 公報～甲 4 公報については検討していない。

被告も、また同様である。



# 審決まとめ

審決は、本件発明 1 が容易推考であるというために、以下を要するとした。

1. 相違点に係る構成が従たる引用例に記載されていること
2. 当該構成を甲 1 発明に適用する動機付けを甲 1 公報から得られること

# 判決の枠組み

判決は、本件発明 1 が容易推考というに当たり、

甲 2 公報～甲 4 公報に基づいて、

「前項各号に掲げる発明」ではなく、

「その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者」

を認定している。

# 判決の枠組み

すなわち、判決は、甲 2 公報～甲 4 公報に記載された技術事項を確定させるに当たり、

審決のした認定に誤りがあるか否かの判断を通してではなく、

**一般的な課題と、その解決手段とが周知であることの認定**をもって、これに代えている。

# 判決の枠組み

原告は、相違点Aに係る本件発明1の構成が周知であることを主張したのに対し、

判決は、あくまで一般的な課題とその解決手段が周知であることを認定するに留まり、原告による論理付けをそのまま採用しているわけではない。

- ・（参考）原告の主張

「また、このような周知の課題を解決するために、『施療子を非突出状態として脚載置台を移動させる制御をする』といった制御態様も、甲2公報～甲4公報のそれぞれで提案されているように周知の解決手段（周知技術）である。」

# 判決まとめ

判決は，本件発明 1 が容易推考というために，審決が前提とした要件 1 及び 2 を検討することなく，

1. 当該技術の分野における通常の知識を認定した上で，
2. 甲 1 発明に接した当業者の創作能力を評価している。

# 審決と判決の対比

- ・ 審決

甲 1 + (甲 2 , 甲 3 又は甲 4 ) ≠ 本件発明 1

↑

× (動機付けなし)

- ・ 判決

「当業者」 ← [甲 2 , 甲 3 及び甲 4 ]

↓

甲 1 → 本件発明 1

# 本判決の特徴点

証拠上、主たる公知事実との相違点に係る構成に欠く場合であっても、「その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者」を認定することにより、当該相違点に係る構成の容易推考性を論理付けることができるときがある、

との考え方のもと、

裁判所が、審判の手續において審理判断された公知事実との対比における無効原因の範囲内において、審判の手續において審理判断されなかった論理付けに基づいて当該無効原因の存否について審理判断した点。

# 判例

- ・ 最高裁大法廷判決昭和53年3月10日（「メリヤス編機」）

「審決の取消訴訟においては、抗告審判の手續において審理判断されなかつた公知事実との対比における無効原因は、審決を違法とし、又はこれを適法とする理由として主張することができないものといわなければならない。」

- ・ 大法廷により変更された判例（最判昭和28年10月16日）

「原審が事実審である以上、審判の際主張されなかつた事実、審決庁が審決の基礎としなかつた事実を、当事者が訴訟においてあらたに主張することは違法ではなく、またかかる事実を判決の基礎として採用することは少しも違法ではない。」



# 審理範囲の考え方の例

・塩月秀平「審理範囲」（竹田稔・他編『特許審決取消訴訟の実務と法理』）より引用

「さらに、当該引用例との対比における進歩性・・・判断中で無効審判不成立審決がした**一致点の認定に誤り**があり、相違する構成であると認定される場合であっても、・・・**その相違点に関する容易推考性**の審理判断も、当該引用例との対比の範疇に属するので、審決取消訴訟で審理判断することが可能である。」

# 審理範囲の考え方の例

- ・ 清水節「新たな引用発明と拒絶理由通知の必要性」  
（『特許判例百選 [第4版]』）より引用

「一般的に周知技術は，当業者にとっての顕著な事実といえるから，・・・，**審決に記載されていない周知技術**を審決取消訴訟で主張することも，審決取消訴訟における審理範囲を制限した最大判昭和51・3・30・・・に反するものでないと解されている。」

# 対応の検討

審決における争点が甲2公報～甲4公報に相違点Aに係る構成が開示されているか否かにあったことから、これに当事者の主張が引きずられた感も否めない。

そこで、判決の論理付けに対し、どのような対応がありえたか。

## 1. 否認

(1) 技術事項の否認

(2) 周知性の否認（技術分野の同一性の否認を含む。）

## 2. 抗弁（間接反証事実又は評価障害事実）

(1) 周知技術の適用を妨げる事情

(2) 顕著な効果

(3) その他特段の事情

# 検討したいこと

1. 容易推考性を判断する枠組みと審理範囲の関係
2. 判決の認定した周知技術を前提とした場合において、原告は、どのような主張をすることができたかの点

資料は以上です。